

○所沢市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、法令その他別に定めるもののほか、市が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について、定めるものとする。

(参加資格の制限)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 特別な理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札及び指名競争入札の参加資格は取り消すものとする。

3 前項の規定は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合についても適用する。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札参加資格及び指名の取消し)

第3条 入札参加者が、所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱（平成20年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又は所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月18日施行）に基づく入札参加除外措置を受けた時は、一般競争入札の参加資格及び指名競争入札の指名を取り消すものとする。

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、所沢市契約規則（昭和39年告示第101号。以下「契約規則」という。）の定めるところにより、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、公告又は指名通知書の定めるところにより全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札)

第5条 入札参加者は、契約規則、所沢市建設工事請負契約約款（業務委託においては、所沢市が定める委託契約約款）、図面、設計書、仕様書及び公告又は通知書等の記載事項（電磁的に記録したものを含む。）並びに現場を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は前項の場合において疑義あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札書に記載する金額は、見積もった金額の108分の100に相当する金額とする。

4 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ封入し、公告又は通知書に示した日時及び場所において入札しなければならない。この場合において、指示された時間に遅刻した者は入札に参加することができない。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、代理人に委任状を提出させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を直接持参して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取り止め等）

第8条 市長は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することができる。

2 入札参加者が連合し、又は入札の妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

3 入札時において、入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取り止めることがある。

（開札）

第9条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札

(2) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(3) 入札保証金を納付しない者又は納付した保証金の額が所定の率に達しない者がした入札

(4) 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札

(5) 金額を訂正した入札

- (6) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者がした入札
- (10) 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第11条 落札者は、予定価格の108分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で、有効な入札のうち最低の価格をもって入札した者とする。

2 落札者を決定したときは、その場で発表する。

(くじによる落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札が複数あるときは、はじめに当該入札をした入札参加者に落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することができない。

2 前項の場合において、当該入札をした入札参加者が入札場所にいないとき又はくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(落札者決定の保留)

第13条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の108分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、第11条の規定にかかわらず落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者に順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前条第2項の規定は、前項の場合においてこれを準用する。

(低価格入札の調査)

第14条 前条の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。

3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数ある時は前条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。

4 低価格入札をした者は、第1項及び第2項の調査に当たってはこれに協力しなければならない。
(再度入札)

第15条 初度入札において、予定価格の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札

を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者に限る。

(再度入札の入札保証金)

第 16 条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(不調時の取扱い)

第 17 条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 前項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き、直ちに当該入札において、最低価格を入札した者と次位の価格を入札した者に見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の制限の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

(入札結果の通知)

第 18 条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせるものとする。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知しなければならない。

(入札保証金の還付)

第 19 条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札執行後に入札者からの還付請求により還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金については、契約保証金の全部又は一部として充当するため還付しない。

2 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は市に帰属する。

(契約書等の提出)

第 20 条 落札者は、市長から交付された契約書に記名押印し、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内にこれを提出しなければならない。ただし、正当な理由により市長の承諾を得た場合は、提出期限を変更することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第 21 条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(市議会の議決を要する契約)

第 22 条 契約が、所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に該当する場合は、議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

(契約保証金)

第 23 条 落札者は、契約規則の定めるところにより、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。

2 落札者は、契約金額 500 万円以上の工事については、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、市があらかじめ役務的保証を求めた場合については、落札者は、付保割合 100 分の 30 以上の工事履行保証証券を提出するものとする。

3 契約保証金又はこれに代わる担保は、契約の履行後、契約者からの請求により還付する。

(異議の申立)

第24条 入札参加者は、入札後、この入札心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第25条 この心得に定める事項のうち、電子入札による案件の必要な事項については、所沢市電子入札運用基準によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成20年4月1日から施行する。

(所沢市建設工事入札心得の廃止)

2 所沢市建設工事入札心得(昭和53年12月1日施行)は、廃止する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。